公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

公認審判員規程

この規程は、本協会定款に基づき制定する。

第１章 公認審判員

(区分)

第１条 当協会の公認審判員は、次の通り区分する。

1　打突審判員

（１）　打突異種１級（A・B・C）

（２）　打突同種１級

（３）　打突同種２級

2　基本動作審判員

前項を準用するものとする

3　役職審判員

（１）主審
（２）検査役

(資格)

第２条 公認審判員は、別表１に掲げる資格基準に基づき、それぞれの公式種目において、審判員の資格を有する。

(資格の更新)

第３条　公認審判員の資格につき、有効期間はこれを定めず、更新はこれを必要としないものとする。

ただし、公認審判員は以下、毎年、下記の義務のうちいずれかを果たさなければならない。

（１）毎年１回以上、第５条所定の審査会に参加すること
（２）毎年１回以上、当協会が主催ないし公認する公式戦で審判を行うこと

(資格の停止ないし失効)

第４条 以下の各号に当てはまる場合、公認審判員の資格を停止されないし喪失する。

（１）当協会倫理規程第５条により資格の抹消ないし停止の処分を受けた場合

喪失

（２）第３条に定める義務を履行せず、勧告を受けてもこれに従わない場合

停止ないし喪失

（３）当協会定款第８条による会員資格の喪失乃至同１０条による除名となった場合

喪失

（４）公式戦参加選手から当該審判員につき多大な苦情が寄せられ、大会の円滑な行を妨げるものと当協会理事会が認めた場合

停止

(審査会の実施)

第５条　公認審判員の審査会は、各支部ないし地域連絡協議会ごとに毎年１回以上実施することを原則とし、日時、場所、その他必要事項をあらかじめ当協会および各支部・地域連絡協議会より公告又は通知する。

(審査員)

第６条　公認審判員の審査は、すべて当協会理事会により選任された資格審査員により行う。

２．資格審査員は、本協会「指導料・筆耕料に関する規程」に基づき、謝金を受けることができるものとする。

(受審者の資格基準)

第７条　公認審判員の審査を受けるためには、別表１に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第８条　公認審判員の審査を受けようとする者は、各支部ないし地域連絡協議会を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

２．前項の申請書の様式は別に定める。

(審査の科目)

第９条　審査の科目は、下記の通りとする

１　公認打突審判員

１０戦以上の模擬試合の審判を行い、すべて正答した者とする。

２　公認基本動作審判員

１０戦以上の模擬試合の審判を行い、８割以上正答した者とする。

３　役職審判員

模擬試合を行い、正しく役職審判員の役務を遂行できた者とする。

(審査料及び登録料)
第１０条 受審者は、審査会受審時に審査料（受講料）を納入しなければならない。

２．合格者は、審判登録料（免許状料）を納入しなければならない。

３．審査料及び審判登録料の金額は、別表２の通りとし、当協会理事会で定める。

第２章 雑 則

(規程の改正)

第１１条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、令和６年２月２２日から施行する。

別表１

	年齢要件	取得要件
打突同種１級	１８歳以上	当該種目初段以上
権限範囲 打突各種目の指定された１種目の同種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種A１級	１８歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種１級審判を保有
権限範囲 小太刀・長剣フリー・二刀・長剣両手の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種B１級	１８歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種１級審判を保有
権限範囲 楯小太刀・楯長剣・棒・杖・長巻の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種C１級	１８歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種１級審判を保有
権限範囲 短刀・楯短刀・長槍・短槍の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突同種２級	１８歳以上	当該種目初段以上
権限範囲 打突（小太刀・長剣フリー・二刀に限る）において、指定された１種目の同種打突試合において、審判（副審に限る）を行う権限を有する。		
基本動作	打突に準ずる	打突に準ずる
主審	１８歳以上	初段以上
権限範囲。 競技審判規程において定める主審および小太刀・長剣フリー・二刀の同種打突審判を行う権限を有する。		
検査役	１８歳以上	初段以上
権限範囲。 競技審判規程において定める検査役を行う権限を有する。		